

## 懲戒処分の公表

三木市消防本部は、職員の不祥事案について、令和2年1月28日付  
けで地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行いました。

### 1 事案の概要

平成21年5月頃から令和元年10月までの間、非番の日に地元  
企業の業務に従事していた。

毎月、従事した業務の内容、作業時間、休憩時間及び請求金額等  
を記入した請求書を両親が家業として営んできた屋号の名義で作  
成し、それらの報酬（月3～8万円程度）は、地元企業から母親名  
義の口座に振り込まれていた。

また、平成29年ごろからは、非番の時間帯に、職場のパソコン  
を使用して請求書を作成していた。

### 2 処分対象者及び処分内容

営利企業等従事制限違反

公用物処理不適正（公用パソコンの目的外使用）

役職名	年齢	性別	処分の内容等
消防署警防課 係長	46歳	男	減給10分の1 3か月

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当  
する

### 3 今後の対応

職員の厳正な綱紀の粛正及び服務規律の確保等については、機  
会あるごとに注意喚起しているところですが、このたびの事案を  
踏まえ、より一層の取組強化を図るとともに、意識改革の啓発に  
努め、再発防止につなげてまいります。